

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い、認定長期優良住宅に該当する家屋について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の確定申告書に添付すべき書類について、所要の整備を行うこととする。（第18条の21、第19条の11の4関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和4年10月1日から施行することとする。（附則関係）